

米国で事業を展開する日本企業向け L-1 企業内転勤ビザ

配信日:2025 年 1 月 29 日

L-1 企業内転勤ビザカテゴリーは、外国企業(例えば日本の親会社)から関連する米国企業への、管理職、役員、又は専門知識を持つ従業員の転勤を認めており、重要な従業員を米国事業所に転勤させたい日本企業にとって貴重な選択肢です。L-1 ビザには 2 つのカテゴリーがあります、L-1A ビザでは管理職及び役員の転勤が認められ、L-1B ビザでは専門知識を要する職務に従事する従業員の転勤が認められます。

一般的に、L-1 ビザの対象としての管理職は、組織、部門、事業の一部門、又は業務機能を管理する従業員を指し、役員は、組織全体又は組織の主要な構成要素や機能の管理を指揮する従業員を指します。専門知識を持つ従業員は、企業の製品、サービス、設備、技術などに関する特別な知識、又は企業のプロセスや手続きに関する高度な知識を持つ者を指します。これには、日本企業の特定の運営戦略に関する知識も含まれる可能性があります。

L-1 ビザカテゴリーの資格を得るには、外国籍の従業員が、米国企業と関連する外国の法人、例えば日本企業の親会社、支社、子会社、又は関連会社に雇用されている必要があります、またその従業員は、申請書の提出日から遡って 3 年間のうち、少なくとも 1 年間、役員、管理職、又は専門知識を要する職務に従事していた必要があります。米国に転勤する際に、同じ職務に就く必要はありませんが、米国での職務は役員、管理職、又は専門知識を要する職務でなければなりません。

米国での職務が役員、管理職、又は専門知識を要する職務のいずれに該当するかによって、L-1 ステータスで米国に滞在できる期間が決まります。管理職及び役員を対象とする L-1A ビザカテゴリーでは、最大 7 年間の米国での就労が認められます。一方、専門知識を対象とする L-1B ビザカテゴリーでは、最大 5 年間の就労が認められます。L-1A ビザが承認された個人は、米国でより長期間の滞在が認められるだけでなく、簡略化された永住権取得プロセスの対象となります。これは、重要な従業員を長期的に維持したいと考える日本企業にとって有利です。

L-1 ビザ保持者の配偶者及び子供には、L-2 ビザステータスが付与され、L-1 ビザ保持者の配偶者は、L-2 ステータスに基づき米国での就労許可を受ける資格があります。これは、日本の役員や従業員にとって、米国への転勤プロセスを円滑にする助けとなります。L-2 ステータスを持つ配偶者が就

労許可を受けられるという利点は、全てのビザタイプの扶養家族に提供されているものではありません。

L-1 ビザの申請においては、米国の雇用主が米国市民権移民局(USCIS)に申請書を提出することが標準的な手続きとなります。しかし、企業が USCIS で承認された L-1 ブランケット申請を有している場合、従業員が海外の米国領事館で直接申請することも可能です。これは、頻繁に転勤の必要がある日本企業にとって、しばしば好まれる方法です。

L-1 ビザには年間の発行数に上限がないため、日本企業はいつでも L-1 申請を行うことができます。さらに、L-1 ビザカテゴリーには特定の学歴要件がありません。資格を得るためには、従業員が適格な職務に従事していた経験を有しているだけで十分です。そのため、日本で事業を展開している米国企業は、必要に応じて海外から専門知識を導入するための戦略的な手段として L-1 ビザを検討するとよいでしょう。

終わりに 本ニュースレターについて:

Fisher Phillips (FP) は、米国労働・人事に関する専門的な法律事務所として、最新の政策動向を定期的に英語で発信しています。FP は CBS とのパートナーシップを通じて、日本企業にとって有益な情報を日本語でお届けする取り組みを行っており、本ニュースレターもその一環として日本の読者に向けご提供しています。